

交渉速報

J R 貨物労組中央本部業務部

2020年3月13日

No.13

2020 JR 総連春闘 妥結

昇給額表に応じた昇給 + 200円 の賃上げを勝ち取る！！

< 申第5号 妥結内容 >

- 昇給額表による昇給の実施（平均4, 275円 1.68%）
- 基本給に+200円の賃上げ
- 契約・臨時社員の基本給を昇給分（1.68%）増+200円の賃上げ
- シニア社員・常勤嘱託社員について基本給に+200円の賃上げ

◇ 申第6号 諸要求については以下の項目の前進を確認 ◇

- ・保存休暇使用事由の拡大（自宅被災の復旧、家族の看護）
- ・育児休職の終了期限の前倒しの実施
- ・インフルエンザ予防接種費用の補助範囲の拡大を検討

※各項目の詳細については別途整理となります。

2020 JR 総連春闘交渉 最終報告

中央本部は第4回交渉以降、断続的に交渉を行ない、本日20時10分から最終交渉に臨みました。席上会社は、①昇給額表に記載している等級及び評価に応じた昇給を実施するとともに、基本給に200円を加える。②シニア社員については基本給に200円を加算する。③契約・臨時社員は基本給に昇給額相当分（1.68%）に200円を基本給に加算すると回答しました。

また諸要求については、①保存休暇使用事由を拡大する。②育児休職の取得期間を前倒して終了することを可能とする。③インフルエンザ予防接種費用補助の対象範囲の拡大を検討することを明らかにしました。また、福利厚生のひとつであるベネフィットステーションについて来年度も従前どおり実施することも確認しました。

会社の回答に対して中央本部は、①社会環境が激変する中であって中期経営計画2023や来年度事業計画の達成のためにはモチベーションの向上が重要である。②申し入れ内容からすれば乖離は大きい、新型コロナウイルス感染症の影響などおかれている状況を判断し妥結する。③物価上昇や消費税増税などで実質賃金は低下しており、ゆとりある生活とは言えない。その中で組合員は安全・安定輸送のために職場で奮闘している。④社員が生き生き伸び伸びと働ける職場環境づくりを求めるので真摯に対応すること。⑤職群別基本給の基準額と最低額を書き換ええないということは間違っている。今後、人事制度の問題や不具合を改善するための労使協議を行なっていくことを確認しました。

組合員の皆さん、2月13日の申し入れ以降、ベースアップを獲得するために各職場において様々な闘いをつくり出し、貨物労組の組織が一体となり闘いを推し進めてきました。その結果、3年連続の賃金改善が実施され、諸要求についても一定の前進を勝ち取ることができました。

JR貨物労組はこれからも組合員の「職場と仕事と生活を守る」ことを基軸に闘いをつくり出し、組織の総団結をはかり闘いを展開していきます。新たな人事制度がスタートし、評価制度も本格的に稼働します。公平・公正な評価のためには労働組合のチェック機能の発揮が不可欠です。今春闘の成果と課題を明確にし、組織の更なる強化を勝ち取るうではありませんか。中央本部はその最前頭で闘うことを明らかにして、2020 JR 総連春闘交渉の最終報告とします。

以上